

掛川市条例第27号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正分部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(招集) 第15条 (略)</p>	<p>(招集) 第15条 (略) <u>(開会方法の特例)</u> 第15条の2 委員長は、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない事由により、<u>委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u> 2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 委員が前項の許可を得てオンラインにより委員会に出席した場合は、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。 4 <u>オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>
<p>(定足数) 第16条 (略) (秘密会) 第20条 前条の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>	<p>(定足数) 第16条 (略) (秘密会) 第20条 前条の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第15条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。